

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成21年1月22日(2009.1.22)

【公開番号】特開2007-152609(P2007-152609A)

【公開日】平成19年6月21日(2007.6.21)

【年通号数】公開・登録公報2007-023

【出願番号】特願2005-347539(P2005-347539)

【国際特許分類】

B 41 J 29/00 (2006.01)

G 03 G 15/00 (2006.01)

【F I】

B 41 J 29/00 C

G 03 G 15/00 5 5 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録材に画像を形成する画像形成手段と、

前記画像形成手段に駆動力を伝達する駆動列と、

第1の電装基板と、

第2の電装基板と、を備え、

前記第1の電装基板と第2の電装基板とが、ほぼ平行に重ねて配置されている画像形成装置であって、

前記第1の電装基板および第2の電装基板と、前記駆動列とが、前記画像形成手段をはさんだ反対側にそれぞれ配置されていることを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記第1の電装基板は、前記画像形成手段に電力を供給するための電源回路または高圧回路を含むことを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記第2の電装基板は、画像形成処理に関わる制御を実行するための制御回路を含むことを特徴とする請求項1または2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記第1の電装基板は、高さ寸法が相対的に高い部品群と低い部品群とを含み、

前記第2の電装基板は、前記第1の電装基板のうち高さ寸法が相対的に低い部品群が配置されている領域に重ね合わされていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記第1の電装基板と第2の電装基板とが、部品の実装面を向き合わせるようにして配置されていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項6】

前記第2の電装基板は、その全体が第1の電装基板の外接直方体領域と重なるように配置されていることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明に係る画像形成装置は、

記録材に画像を形成する画像形成手段と、

前記画像形成手段に駆動力を伝達する駆動列と、

第1の電装基板と、

第2の電装基板と、を備え、

前記第1の電装基板と第2の電装基板とが、ほぼ平行に重ねて配置されている画像形成装置であって、

前記第1の電装基板および第2の電装基板と、前記駆動列とが、前記画像形成手段をはさんだ反対側にそれぞれ配置されていることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明によれば、画像形成装置において電装基板を高密度に配置し、装置本体を小型化するとともに、画像形成手段を挟んで駆動列の反対側に高密度化した電装基板を配置したことにより装置本体内のレイアウトを最適化することができる。